平成２５年（フ）第１３１０号
札幌市中央区南２条西21丁目１番１―402号、開始決定時の住所札幌市中央区宮の森３条８丁目４番21号
破産者　庄子　敏昭
1　決定年月日　平成25年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第４２０号
仙台市宮城野区萩野町１丁目14番地の10　柳沢アパート21
破産者　佐藤　哲雄
1　決定年月日　平成25年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第５１４号
仙台市宮城野区大梶４番４―601号
破産者　針生　　信
1　決定年月日　平成25年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第１０号
栃木県足利市寺岡町463番地１　ヴィラフローレンスＣ棟106号、前住所栃木県足利市寺岡町1073番地２
破産者　大澤　岩松
1　決定年月日　平成25年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２５年（フ）第３６１号
埼玉県草加市旭町６丁目11番21号　ストリームさかえⅡ―202号
破産者　鈴木みどり
1　決定年月日　平成25年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第３７２号
埼玉県北葛飾郡松伏町大字田島250番地３
破産者　宮岸　洋子
1　決定年月日　平成25年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第３７３号
埼玉県北葛飾郡松伏町大字田島250番地３
破産者　宮岸　一男
1　決定年月日　平成25年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第６１号
石川県加賀市片山津温泉アの65番地
破産者　サークルＫ加賀箱宮町店こと　大中　昌孝
1　決定年月日　平成25年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所小松支部

平成２４年（フ）第３２１号
山梨県南アルプス市芦安芦倉824番地
破産者　伊東今朝次
1　決定年月日　平成25年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第３２２号
山梨県南アルプス市芦安芦倉824番地
破産者　伊東　春樹
1　決定年月日　平成25年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２４号
大津市あかね町16番16号、前住所大津市唐崎３丁目13番Ｅ―305号、前々住所大阪府東大阪市岩田町６丁目１番52号　巽方
破産者　政所　茂人（旧姓山田）
1　決定年月日　平成25年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第６６１号
広島市西区井口２丁目17番38―206号
破産者　松岡　洋輔
1　決定年月日　平成25年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第７７３号
広島市中区舟入町１番７―505号
破産者　佐々木利夫
1　決定年月日　平成25年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２３６号
広島県福山市東深津町２丁目13番37号　セジュール悠202、旧住所広島県福山市東深津町６丁目８番23号
破産者　寺田　浩視
1　決定年月日　平成25年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２５年（フ）第４９号
山口県下関市王司上町１丁目６番４―108号　県営住宅４棟
破産者　中国石材こと　宮脇　彬史
1　決定年月日　平成25年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２５年（フ）第１５１号
北海道二海郡八雲町東町229番地　コーポ駒寄２号棟１
破産者　坂本　　進
1　決定年月日　平成25年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

平成２５年（フ）第６８号
横浜市鶴見区生麦１丁目12番５号　タウンハイツ生麦Ａ201、破産手続開始時の住所釧路市美原４丁目１番８号
破産者　中川歯科こと　中川　幸徳
1　決定年月日　平成25年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所

平成２５年（フ）第４７０号
仙台市宮城野区岩切字今市19番地の１　プラムハイツ201
破産者　尾形　幸則
1　決定年月日　平成25年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第５０４号
仙台市泉区住吉台東５丁目４番地の20
破産者　芦澤　暁男
1　決定年月日　平成25年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係